

東京都水道用配管材料仕様書（1/2、2/2） 改定の要旨

ページ	改定項目	主な改定内容
(1/2)		
1-5	1.2 規格	○ 法令改正に伴いJIS規格の名称を変更した。
1-13	3.3(5),(6) エポキシ樹脂粉体塗装	○ エポキシ樹脂粉体塗装の範囲について、日本水道協会規格（JWWA G 112）に準拠して見直した。
1-16～17	3.4(1)オ、3.5(1)オ 水密性試験	○ 水密性試験方法が見直されたことに伴い、日本水道協会規格（JWWA G 120）及び日本ダクタイト鉄管協会規格（JDKA G1049等）に準拠して見直した。
1-19 1-21	3.6 表示 4.3 塗装	○ エポキシ樹脂粉体塗装の範囲について、日本水道協会規格（JWWA G 112）に準拠して見直した。
1-24	4.5(1)オ 水圧試験	○ 水圧試験の水圧について、日本水道協会規格（JWWA G 121）に準拠して見直した。
1-25	図-4.1 塗装及び塗装の 検査の範囲	○ エポキシ樹脂粉体塗装の範囲について、日本水道協会規格（JWWA G 112）に準拠して見直した。
1-28	図-5.1 ゴム輪断面	○ ゴム輪の形状等が見直されたことに伴い、日本ダクタイト鉄管協会規格（JDKA G 1049）に準拠して見直した。
1-30	5.4(1) I 類	○ GX形P-Linkの水密性について、日本水道協会規格（JWWA G 121）に準拠して追記した。
1-36	5.4(2)カ ボルト	○ ボルトの機械的性質について、日本水道協会規格（JWWA G113・114、G120・121）に準拠して追記した。
1-37	表-5.13 ゴム類の品質	○ ゴム輪の形状等が見直されたことに伴い、日本ダクタイト鉄管協会規格（JDKA G 1049）に準拠して見直した。
1-41	5.5(1)オ 塗装検査	○ 塗装種別による参照先を明記した。
1-70	GX形 片フランジ曲管	○ 呼び径250に関する記載を削除した。
1-72	GX形 短管1号	○ 外径寸法の許容差を削除した。
1-88～95	GX形 G-Link	○ G-Linkの形状が追加になったことに伴い、日本ダクタイト鉄管協会規格（JDKA G 1049）に準拠して見直した。
1-99	GX形 ゴム輪	○ ゴム輪の形状等が見直されたことに伴い、日本ダクタイト鉄管協会規格（JDKA G 1049）に準拠して見直した。
1-224 1-226 1-235	UF形 二受T字管 UF形 片落管 UF形 排水T字管	○ 呼び径700以下の受け口を、日本水道協会規格（JWWA G 113・114）に準拠して見直した。
1-292～ 297	PN形	○ 内面塗装を呼び径1000まではエポキシ樹脂粉体塗装としていることと整合を図った。
1-556	ゴム製伸縮可とう管	○ ゴムの物理試験の規格値を見直した。
1-560	ゴム製伸縮可とう管 (参考図)	○ 内装ゴムの材質を見直した。

水道用配管材料仕様書（1/2、2/2） 改定の要旨

ページ	改定項目	主な改定内容
(2/2) 2-7	1.2 規格	○ 法令改正に伴いJIS規格の名称を変更した。
2-9	1.1.1原管	○ 呼び径350以上の原管の材質を見直した。
2-88~90	塗覆装要領図	○ 塗装仕様の表記を見直し整合を図った。
2-117	1.2 規格	○ 法令改正に伴いJIS規格の名称を変更した。
2-139~ 141	6 ハンドル	○ ハンドル車の付図を例示とした。
2-169	付表-2 鋳鉄製仕切弁	○ 蓋及び弁箱の厚さ（最小）を見直した。
2-307	1.2 規格	○ 法令改正に伴いJIS規格の名称を変更した。
(全般)	KF形、SⅡ形	<p>○ KF形及びSⅡ形に関する記述を削除した。</p> <p>【削除したページ（現行のページ）】 1-131~150 2-86、159</p> <p>【記載の一部を削除したページ（改定のページ）】 1-10~12、19、20、26、27、36、37、264、266、 310、353~358、439、440、449、452、457、 470、476、479、487、500、511、515、516、 518、520、560、568、579 2-90、127、145、146、149~153</p>